

わせているものである。対象物件は、国、あるいは県の指定にかかわる建造物及び史跡・名勝・天然記念物など 391件である。

巡視の結果、緊急を要する事項については臨機に対処し、それ以外については各教育事務所長を通じ定期的に所有者、または管理者に対し指導を行っている。

文化財の保護の充実を期するに当たって、文化財パトロールの果たす役割には極めて重要なものがあるので、パトロール計画の充実強化を図る必要がある。

## (2) 市町村の文化財保護体制

市町村における文化財保護行政は、当該各教育委員会が担当しているが、文化行政専管係を設置している 6 市 1 町のほかは、社会教育担当職員が事務の一部として処理している。

また、文化財の保存及び活用に関する基本的事項を定める「文化財保護条例」の制定状況をみると、昭和51年度現在において、86市町村において制定し、全体の95%に達している（表5-3-3）。しかし昭和50年7月の文化財保護法の一部改正に伴う所要の改正をしていない市町村あるいは、その運用が不十分な面も見受けられる。

表5-3-3 文化財保護条例制定状況

(単位：市町村)

年 度	41	43	45	48	49	50	51
条例制定市町村数	27	44	57	75	82	86	86

注：「文化課調査」(昭51)による。

更に、文化財保存に関する専門的調査を

表5-3-4 文化財保護審議会委員等の推移

(単位：人)

年 度	41	43	46	48	50	51
委員 数	207	241	350	483	519	566

注：「文化課調査」(昭51)による。

行うための「文化財保護審議会委員等」の設置状況は、昭和51年度現在において85市町村が設置し、文化財保護審議会委員等の数は、566人となっており、昭和41年度 207人に比較すると約 2.7倍となっている（表5-3-4）。

文化財保護行政は、文化庁、県教育委員会及び市町村教育委員会が一体となって推進すべきものではあるが、その第一線は、市町村教育委員会であるので、今後これら市町村教育委員会の体制の一層の充実が必要であろう。

## 2. 施策の基本方向

### (1) 県の文化財保護体制

文化財の保護に関する行政需要が年々増加しており、これに対応するためには、総合的な文化財保護に係る行政執行体制の確立が望まれる。そのため先ず、文化財保護担当職員の増員による文化財保護行政組織の充実を努める。

また、文化財保護の万全を期するため、文化財パトロール事業のなご一層の充実強化を図り常時広域にわたる県下の文化財の保存、管理の実態をは握し、適切な指導助言を行う。

### (2) 市町村の文化財保護体制

地域開発、生活の近代化に対応して、市町村における文化財保護体制の確立がますます要請されるので、文化財保護条例の制定及び文化財調査委員等の設置を昭和60年度 100%を目標に促進するとともに、その適切な運用の推進に努める。また、市町村における文化行政専管係の設置を指導する。